

第 11 回
社会保障審議会
福祉部会次第

〔平成16年9月27日（月）
16：00～18：00
於 経済産業省別館1111会議室〕

1. 開会

2. 議事

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について
- (2) その他

3. 閉会

第 1 1 回社会保障審議会福祉部会 資料一覧

資料 1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

資料 2 三位一体改革について

資料 3 これまでの議論の経過と今後の進め方について

資料 4 平成 1 7 年度福祉関係各部局の概算要求の概要

資料 5 第 1 0 回福祉部会議事録

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について(説明資料)

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 退職手当共済制度の仕組みと現状 | 1 |
| 2. 退職手当共済制度をめぐる課題 |10 |
| 3. 見直しに向けての論点 |14 |

1. 退職手当共済制度の仕組みと現状

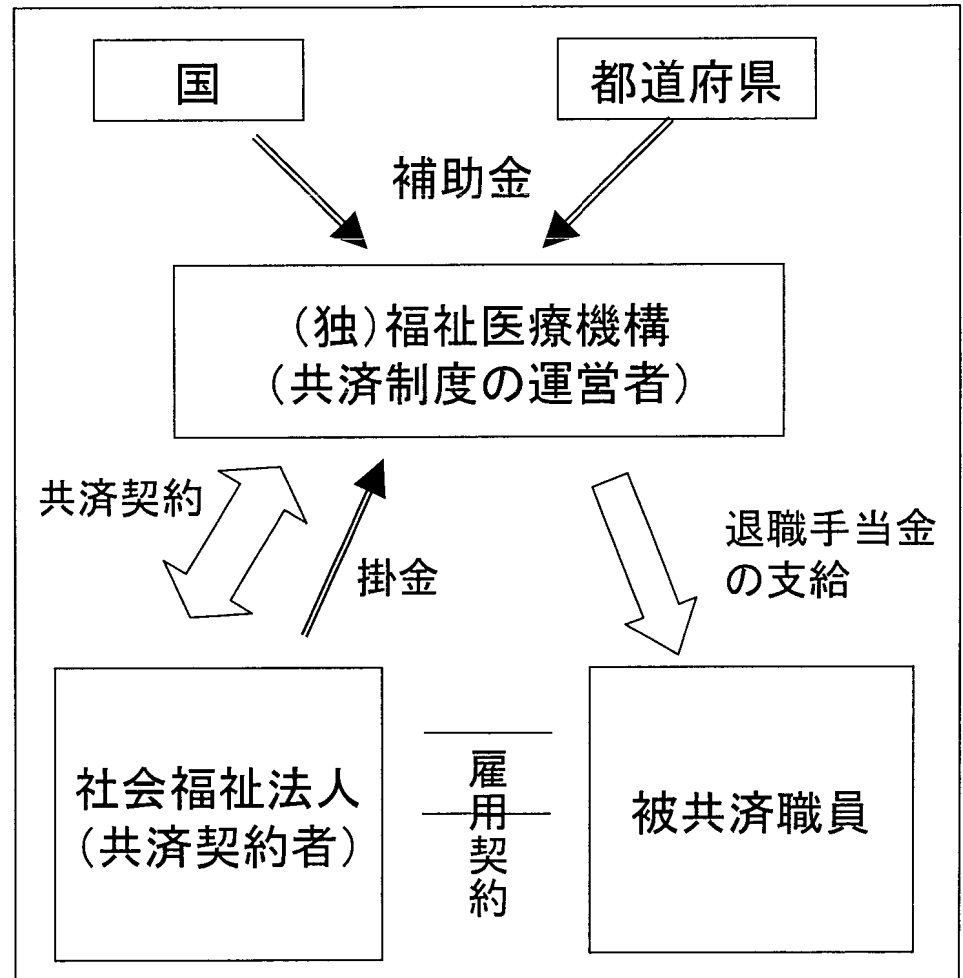
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。
- 公立の社会福祉施設と同等の待遇を確保する観点から、給付水準は国家公務員準拠となっており、その財源については国及び都道府県から高率の補助がなされている。

制度のポイント

- 制度加入対象は、社会福祉法人(経営者)の経営する社会福祉施設等の職員。
- 加入方式は、経営者ごとの任意・包括加入
- 給付水準は国家公務員に準拠。
- 財源方法は賦課方式
- 給付費については、国、都道府県、及び経営者(社会福祉法人)が3分の1ずつ負担。
- 社会福祉施設等以外の施設・事業についても、経営者の任意の申し出により制度加入可能(申出施設等)。但し、公費補助は行われぬ。(経営者が3分の3負担)

※申出施設等・・・介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業 等



参考：社会福祉施設職員等退職手当共済法の主な経緯

創設時(昭和36年)

- 社会福祉事業の一翼を担う民間社会福祉施設では、その職員の給与その他の待遇面で公立の社会福祉施設の職員に比較して格差があり、必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られないという実情があった。給与については、徐々に改善が図られていたが、退職金についてはこれを積み立てる財源がなく、また、小規模な施設が多いことから、独自の制度を設置することが困難な状況であった。
- 一方、昭和34年に中小企業退職金共済制度が発足したが、掛金負担が困難であることや公立施設に準じた水準の支給が困難である等の問題があった。
- これらの背景から、職員に対する待遇改善により、職員の身分の安定、質の高い人材の確保を図るため、社会福祉施設職員を対象とした退職金制度の早期実現が要請され、昭和35年より、全国社会福祉協議会の特別委員会及び厚生省において、退職手当共済制度について調査、検討。
- その結果、給付水準を国家公務員準拠とし、高率の公的補助がなされる社会福祉施設職員退職手当共済制度を創設。

平成4年改正

- ゴールドプランの推進等、在宅福祉事業の重要性が増し、在宅福祉事業におけるホームヘルパー等の人材を確保する観点から、在宅福祉事業についても対象事業に追加するなどの改正を実施。

平成12年改正

- 社会福祉法人制度が成熟化し、社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められている状況を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に 加入者を限定。
- 併せて、共済契約対象となる施設を拡大(申出施設等)。

退職手当共済制度の実施状況

介護保険制度の施行等に伴い、社会福祉法人の経営する施設・事業が増加していることから、被共済職員数、退職者数及び給付費は増加する傾向。

年度	単位	11	12	13	14	15
1 加入状況(各年4月1日現在)						
(1) 契約者数	件	13,407	13,774	14,201	14,613	15,098
(2) 施設等の数	件	25,307	27,008	30,002	32,182	34,497
社会福祉施設等		25,307	27,008	28,607	30,226	32,094
申出施設等(※)		—	—	1,395	1,956	2,403
(3) 被共済職員数	人	438,019	465,059	510,264	550,181	587,608
社会福祉施設等		438,019	465,059	496,727	533,109	567,285
申出施設等		—	—	13,537	17,072	20,323
(4) 平均被共済職員期間		6年10月	6年9月	6年6月	6年5月	6年4月
2 退職手当金支給状況						
(1) 給付人数	人	38,928	44,380	53,949	51,176	60,050
(2) 退職者の平均在職期間		5年4月	5年3月	4年11月	5年0月	5年0月
(3) 給付費	百万円	50,527	59,998	68,453	63,530	73,953
(4) 1件平均給付額	万円	130	135	127	124	123
3 国庫補助金						
国庫補助額	百万円	16,842	19,887	22,187	20,487	23,758

※平成13年4月1日より社会福祉施設等以外の施設・事業についても、経営者が任意で申し出ることにより制度加入ができることとなっている。

○施設等の種類別にみた被共済職員数の推移

各年4月1日現在の被共済職員数（人）

	H11	H12	H13	H14	H15
社会福祉施設等	438,019	465,059	496,727	533,109	567,285
保護施設	4,351	4,357	4,476	4,593	4,643
児童福祉施設	169,234	175,279	182,612	191,640	199,702
老人福祉施設	178,577	194,926	213,409	233,714	252,790
うち特別養護老人ホーム	133,692	144,759	156,811	171,247	184,202
ケアハウス	3,617	4,412	5,114	5,666	6,323
老人デイサービス	28,576	32,539	37,935	42,288	47,078
老人短期入所施設	625	890	1,067	1,246	1,414
障害者施設	77,147	80,495	83,906	89,224	93,570
その他施設	516	521	556	553	551
特定社会福祉事業	8,214	9,481	11,768	13,385	16,029
うち老人居宅介護等事業	7,334	8,026	9,390	10,466	11,336
痴呆対応型老人共同生活支援事業	—	305	977	1,840	3,192
申出施設等	—	—	13,537	17,072	20,323
うち介護老人保健施設	—	—	4,713	6,518	7,633
合計	438,019	465,059	510,264	550,181	587,608

被共済職員の加入期間の状況及び退職手当受給者の加入期間の状況

○被共済職員の加入期間の状況

平成15年4月1日現在

被共済職員期間	職員数(人)	構成比(%)	累積構成比(%)
0年	101,365	17.24	17.24
1年	82,493	14.04	31.28
2年	73,114	12.44	43.72
3年	47,507	8.08	51.80
4年	36,231	6.17	57.97
5年	29,583	5.03	63.00
6年	27,414	4.67	67.67
7年	21,963	3.74	71.41
8年	17,408	2.96	74.37
9年	17,788	3.03	77.40
10年	16,348	2.78	80.18
11年	14,009	2.38	82.56
12年	11,183	1.90	84.46
13年	9,319	1.59	86.05
14年	7,889	1.34	87.39
15年	6,516	1.11	88.50
16年	6,232	1.06	89.56
17年	5,540	0.94	90.50
18年	5,266	0.90	91.40
19年	4,857	0.83	92.23
20年	4,857	0.83	93.06
21年	5,090	0.87	93.93
22年	4,705	0.80	94.73
23年	4,893	0.83	95.56
24年	4,349	0.74	96.30
25年	4,114	0.70	97.00
26年	3,565	0.61	97.61
27年	2,819	0.48	98.09
28年	2,674	0.46	98.55
29年	2,044	0.35	98.90
30年	1,562	0.27	99.17
31年	1,250	0.21	99.38
32年	927	0.16	99.54
33年	620	0.11	99.65
34年	543	0.09	99.74
35年	358	0.06	99.80
36年	299	0.05	99.85
37年	184	0.03	99.88
38年	132	0.02	99.90
39年	101	0.02	99.92
40年	80	0.01	99.93
41年	417	0.07	100.00
計	587,608	100.00	

(参考)平均被共済職員期間 6年 4ヵ月

○退職手当受給者の加入期間の状況

(平成15年度)

被共済職員期間	職員数(人)	構成比(%)	累積構成比(%)
1年	13,872	23.10	23.10
2年	10,577	17.61	40.71
3年	7,454	12.41	53.12
4年	4,857	8.09	61.21
5年	4,184	6.97	68.18
6年	3,351	5.58	73.76
7年	2,434	4.05	77.81
8年	1,749	2.91	80.72
9年	1,527	2.54	83.26
10年	1,398	2.33	85.59
11年	1,165	1.94	87.53
12年	839	1.40	88.93
13年	678	1.13	90.06
14年	529	0.88	90.94
15年	434	0.72	91.66
16年	373	0.62	92.28
17年	323	0.54	92.82
18年	302	0.50	93.32
19年	310	0.52	93.84
20年	348	0.58	94.42
21年	408	0.68	95.10
22年	358	0.60	95.70
23年	339	0.56	96.26
24年	285	0.48	96.74
25年	316	0.53	97.27
26年	265	0.44	97.71
27年	227	0.38	98.09
28年	214	0.36	98.45
29年	194	0.32	98.77
30年	135	0.23	99.00
31年	115	0.19	99.19
32年	93	0.16	99.35
33年	84	0.14	99.49
34年	50	0.08	99.57
35年	49	0.08	99.65
36年	30	0.05	99.70
37年	34	0.06	99.76
38年	27	0.04	99.80
39年	22	0.04	99.84
40年	18	0.03	99.87
41年	80	0.13	100.00
42年	3	-	100.00
計	60,050	100.00	

(参考)平均被共済職員期間 5年 8ヵ月

退職手当金の算定方法

退職手当金の額

=

計算基礎額

×

支給乗率

○計算基礎額(政令事項)

- ・退職前6月の本俸月額平均額に応じて設定
- ・最低62,000円、最高360,000円で20ランク

○支給乗率(法律事項)

- ・被共済職員期間及びそれに応じて設定される支給率をもとに計算
(次ページ参照)
- ・国家公務員に準拠

(被共済職員期間が長くなるにつれて、支給率が上昇するとともに、11年、20年、25年になるときに、それより以前の年数分についても支給率を引き上げて計算しており、退職金額が大幅に伸びる構造となっている。)

被共済職員期間別の支給率と支給乗率

被共済職員期間1～10年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	0.6	0.6
2	0.6	1.2
3	0.6	1.8
4	0.6	2.4
5	0.6	3
6	0.75	4.5
7	0.75	5.25
8	0.75	6
9	0.75	6.75
10	0.75	7.5

被共済職員期間11～19年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	0.8	
2	0.8	
3	0.8	
4	0.8	
5	0.8	
6	0.8	
7	0.8	
8	0.8	
9	0.8	
10	0.8	
11	0.88	8.88
12	0.88	9.76
13	0.88	10.64
14	0.88	11.52
15	0.88	12.4
16	0.88	13.28
17	0.88	14.16
18	0.88	15.04
19	0.88	15.92

被共済職員期間20～24年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	1	
2	1	
3	1	
4	1	
5	1	
6	1	
7	1	
8	1	
9	1	
10	1	
11	1.1	
12	1.1	
13	1.1	
14	1.1	
15	1.1	
16	1.1	
17	1.1	
18	1.1	
19	1.1	
20	1.1	21
21	1.2	22.2
22	1.2	23.4
23	1.2	24.6
24	1.2	25.8

被共済職員期間25年以上

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	1.25	
2	1.25	
3	1.25	
4	1.25	
5	1.25	
6	1.25	
7	1.25	
8	1.25	
9	1.25	
10	1.25	
11	1.375	
12	1.375	
13	1.375	
14	1.375	
15	1.375	
16	1.375	
17	1.375	
18	1.375	
19	1.375	
20	1.375	
21	1.5	
22	1.5	
23	1.5	
24	1.5	
25	1.5	33.75
26	1.5	35.25
27	1.5	36.75
28	1.5	38.25
29	1.5	39.75
30	1.5	41.25
31	1.25	42.5
32	1.25	43.75
33	1.25	45
34	1.25	46.25
35	1.25	47.5
36	1.25	48.75
37	1.25	50
38	1.25	51.25
39	1.25	52.5
40	1.25	53.75
41	1.25	55
42	1.25	56.25
43	1.25	57.5
44	1.25	58.75
45	1.25	60

【支給乗率の計算方法】

例1 : 被共済職員期間が6年の場合

$$6年 \times 0.75 = 4.5$$

例2 : 被共済職員期間が11年の場合

$$10年 \times 0.8 + 1年 \times 0.88 = 8.88$$

例3 : 被共済職員期間が25年の場合

$$10年 \times 1.25 + 10年 \times 1.375 + 5年 \times 1.5 = 33.75$$

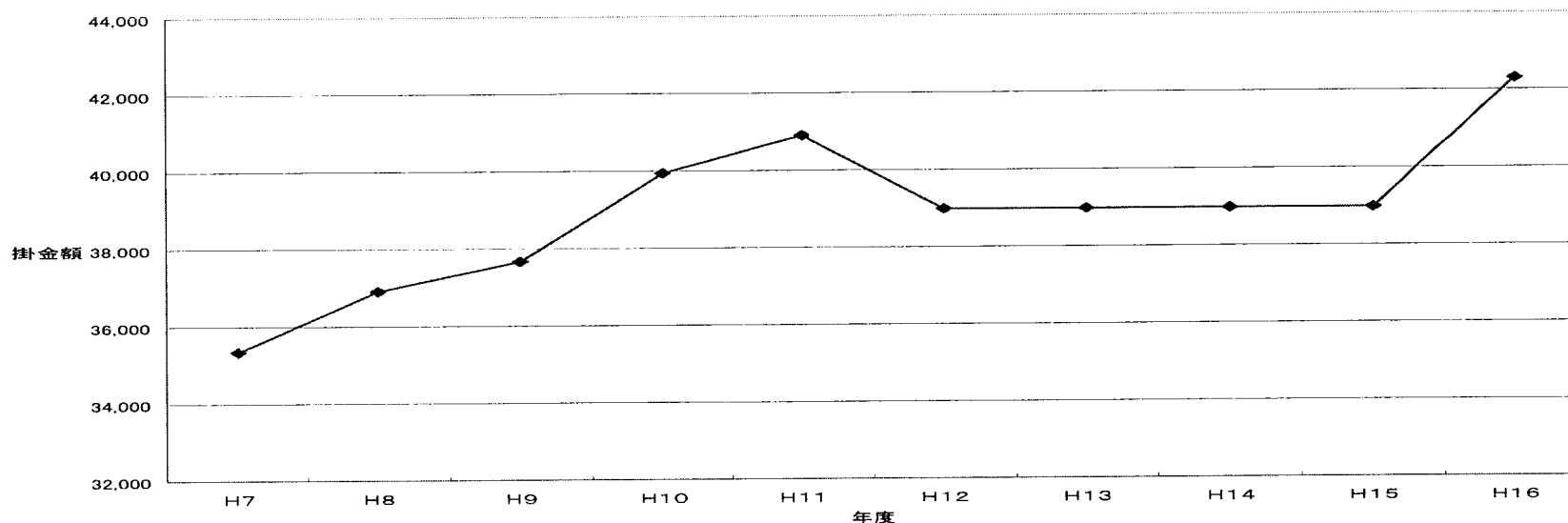
掛金額の推移

社会福祉施設等職員1人あたりの掛金額(単位掛金額)は、年額42,300円(申出施設等職員1人あたり年額126,900円)。掛金額は、おおむね5年を通じ財政均衡を保つことができるものでなければならぬこととされており、平成13～17年度の額として年額39,000円に設定していたが、退職者の増加に伴い、16年度に額を引上げ。

単位掛金額の推移

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
単位掛金額	35,340	36,900	37,670	39,960	40,920	39,000	39,000	39,000	39,000	42,300

※単位は円。額は年額。申出施設等については、3倍の額



2. 退職手当共済制度をめぐる課題

課題1: 民間の事業主体との間の対等な競争条件の確保(イコールフットイング)

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業への多様な主体の参入が進展する中で、退職手当共済制度については、介護保険における民間とのイコールフットイングの観点から、助成の在り方を見直すことが閣議決定等で指摘されている。

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

社会福祉・医療事業団

【社会福祉施設退職手当共済】

- 平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフットイングの観点から、助成の在り方を見直す。

(※)社会福祉・医療事業団は独立行政法人化され、平成15年10月より独立行政法人福祉医療機構となっている。

独立行政法人福祉医療機構法案等に対する附帯決議(参議院)(平成14年12月5日)

九 独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。

- 3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

課題2:退職手当給付費の増大への対応

退職者の増加等による給付額の増大に伴い、掛金・公費補助額ともに、今後増大するものと見込まれる。

退職手当給付費等の将来推計

	H15(2003)	H18(2006)	H22(2010)	H27(2015)	H37(2025)
被共済職員(万人)	58.8	70.2	87.6	97.3	107.9
給付者数(万人)	6.0	6.6	8.4	9.3	9.8
退職金給付総額(億円)	740	906	1128	1394	1906
1人あたり給付額(千円)	1230	1369	1347	1494	1940
退職者平均在籍期間(年)	5.00	4.46	4.50	5.24	6.24
国庫補助金(億円)	238	289	359	442	600
掛金単価(円/年) (申出施設等)	39,000 (117,000)	43,000 (129,000)	43,000 (129,000)	48,000 (144,000)	59,000 (177,000)

※H15については実績。推計の前提については、次ページ参照
H16の掛金単価は、42,300円(年額)。

推計方法

推計に当たっては、施設等を8つに区分(①保育所、②保育所以外の児童福祉施設等、③介護保険制度の対象となる老人福祉施設等、④③以外の老人福祉施設等、⑤支援費制度の対象となる障害者福祉施設等、⑥⑤以外の障害者福祉施設等、⑦その他の施設、⑧申出施設等)し、以下の方法により計算した。

(1) 被共済職員数

・平成16(2004)年度から20(2008)年度までは、平成15年度の被共済職員数をもとに、平成7年度から11年度の被共済職員数の伸び率を使用して計算。

・平成21年度～37年度までの推計方法

保育所及び保育所以外の児童福祉施設等

2004～2008年度(5年間)の伸び率から、5年間かけて徐々に「日本の将来推計人口(平成14年1月)」(以下「人口推計」と言う。)(児童人口)の伸び率に推移するように推計。2014年度以降は人口推計に基づき推計。

老人福祉施設等 ①介護保険制度の対象となる老人福祉施設等

平成16年5月「社会保障の給付と負担の見通し」の給付費を基に、2025年度まで推計。

②上記以外の老人福祉施設等 2009年度以降は、2004～2008年度(5年間)の伸び率から、5年間かけて徐々に人口推計(高齢者人口)の伸び率に推移するように推計。2014年度以降は、人口推計の高齢者人口の伸び率に基づき推計した。

支援費制度の対象となる障害者福祉施設等、それ以外の障害者福祉施設等、その他施設等

2009年度以降、2004～2008年度(5年間)の伸び率から、5年間かけて徐々に人口推計(総人口)に推移するよう推計。2014年度以降は、人口推計の総人口の伸び率に基づき推計

申出施設等 介護保険制度の対象となる老人福祉施設等に準じて推計

(2) 退職者数

平成14年度における年齢別、経験年数別の脱退率を使用。各年度の被共済職員数に脱退率を乗じ、年次別に追跡する方式で推計。

(3) 退職金給付額

(2)で求めた退職者数に、平成15年度在籍者の本俸月額に支給率を乗じて計算。本俸のベースアップの要素は織り込んでいない。

(4) 退職者平均在籍期間

平成15年度は月単位も含めた数(例 3年8月)の平均であるのに対し、推計である平成18年度以降においては、月単位を切り捨てた年単位の数(2年、3年等々)の平均となっている。

3. 見直しに向けての論点

(1) 助成の在り方について

論点1 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、社会福祉法人以外の経営者が多数参入している状況や閣議決定等の指摘を踏まえ、公費助成を行わないこととするなど、助成の在り方を見直す必要があるのではないか。

- 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業において、社会福祉法人が経営する施設・事業所数の割合は、約15%にとどまっており、多様な主体が参入している。

介護保険制度の対象となる施設・事業における経営主体別の施設・事業所数の割合(平成16年8月現在)

	施設・事業所数	割合
行政	8,113	3.2%
社会福祉法人	37,909	15.2%
社会福祉法人以外	203,901	81.6%
営利法人	53,470	21.4%
医療法人	68,908	27.6%
民法法人	4,688	1.9%
NPO法人	3,012	1.2%
その他	73,823	29.5%

出典:WAM NETデータベース

注) 経営主体別の職員数についての直接的なデータはないが、施設サービス(特養、老健、療養型)における社会福祉法人の職員数(常勤換算)の比率は、5割弱程度となっている。(「平成14年介護サービス施設・事業所調査」)

論点2 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業について、助成の在り方の見直しを行うこととした場合、既加入職員の取扱いについてどのように考えるか。

- 経営者としては、少なくとも既加入職員については、国及び都道府県から高率の補助が行われ、低い掛金負担のもとで退職金給付が支払われることを期待。

論点3 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業について、助成の在り方の見直しを行うこととした場合、経営者の掛金負担が増加(仮に公費補助を廃止すれば、これまでの額の3倍)することとなるが、このような状況の中で、現在の包括加入制度をどのように考えるのか。

- 仮に、経営者の期待利益の保護の観点から、既加入職員の分のみ従来通り公費補助を行うこととした場合、包括加入の原則にしたがえば、改正後に加入した職員も必ず加入しなければならないため、経営者の負担が選択の余地なく増加することとなる。(改正後の加入職員の分について、仮に公費補助を廃止すれば、これまでの額の3倍となる。)

(2) 給付の在り方について

論点1 今後、退職手当給付費の増大や助成の在り方の見直しによる掛金負担の増加が見込まれる中で、給付の在り方についてどのように考えるか。

- 今後の給付費の増大に伴う掛金負担増（現行 年額 42,300円 → 2025年 年額59,000円）
- 助成の在り方の見直しを行う場合には、加入職員1人あたりの掛金額が増加（仮に公費補助を廃止すれば、3倍）するとともに、仮に介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業に係る新規採用職員を任意加入とすれば、新規加入の抑制が見込まれる。

論点2 仮に給付水準の見直しを行うこととした場合、どのような考え方に基づき見直しを行うのか。また、既加入職員の取扱いをどのように考えるか。

- 現行では、加入年数が長くなるにつれて退職金額が大幅に伸びる。
- 仮に給付水準を見直すとした場合、経過措置として、現在の加入職員が現時点で既得している退職金額の水準（支給乗率）の確保をどのように考えるのか。

参考：退職金制度の状況

各種調査の結果によれば、退職金制度を導入している企業は、全体の8割～9割と高い数字を示している。

○「平成15年就労条件総合調査」(平成15年厚生労働省)

退職給付(一時金・年金)制度のある企業数割合は86.7%となっている。(うち、退職一時金のみは46.5%、一時金と年金の併用は33.9%)

○「平成13年民間企業退職金実態調査」(平成14年総務省)

退職一時金があると答えた企業は全体の92.2%に及ぶ。

○「中小企業の賃金・退職金事情」(平成14年東京都)

退職金制度があると回答した企業は全産業で88.8%に及ぶ。ただし、サービス業で見ると、80.9%となっており、全産業に比べて低くなっている。

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数は、3年とするところが多い。

○「平成15年就労条件総合調査」(平成15年厚生労働省)

自己都合退職の場合で、「3年～4年未満」とする企業が全体の60%と最も多い。
(支払い準備形態が社内準備採用の企業)

○「中小企業の賃金・退職金事情」(平成14年東京都)

自己都合退職の場合で、「3年」とする企業が全体の45.7%と最も多い。

退職金額の比較

(単位:千円)

	退職手当 共済	中退金	民間①	民間②	民間③	民間④	民間⑤	民間⑥
1年	96	36	56	85	92	82		
3年	315	360	163	196	237	198		
5年	570	608	326	379	425	372		
10年	1,650	1,266	900	1,045	1,201	1,107		
15年	3,100	1,950	1,874	2,117	2,444	2,487		
20年	5,880	2,667	3,266	3,621	4,186	4,693	4,623	6,986
25年	10,800	3,421	5,138	5,574	6,462	7,676	8,163	11,270
30年	14,025	4,213	7,291	7,801	8,955	11,747	11,679	18,045
35年	17,100	5,046	9,178	9,580		15,409	15,925	24,988

注1) 退手共済の退職手当平均金額は、平成15年度退職者の平均本俸月額をもとに計算

注2) 中退金(中小企業退職金共済)は、掛金が年額120,000円(月額10,000円)の場合

注3) 民間①中小企業 全産業 高卒 自己都合退職 出典:「中小企業の賃金・退職金事情」(平成14年 東京都)

民間②中小企業 全産業 高専・短大卒 自己都合退職 出典:「中小企業の賃金・退職金事情」(平成14年 東京都)

民間③中小企業 全産業 大卒 自己都合退職 出典:「中小企業の賃金・退職金事情」(平成14年 東京都)

民間④日本経団連 全産業 高卒 女子 自己都合 出典:「2002年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」(日本経団連)

民間⑤全産業 自己都合 高卒 出典:「平成13年民間企業退職金実態調査」(平成14年 総務省)

民間⑥全産業 自己都合 大卒 出典:「平成13年民間企業退職金実態調査」(平成14年 総務省)

民間企業における退職金見直しの動向

(平成15年度就労条件総合調査(厚生労働省)より抜粋)

退職給付(一時金・年金)制度について、「過去3年間に見直しを行った」企業数割合は14.3%、また、「今後3年間に見直しを行う」企業数割合は20.5%となっている。

見直しの内容をみると、過去3年間では「退職一時金」についてとする企業数割合が67.1%と高く、今後3年間では「退職一時金」「年金」ともそれぞれ53.7%、52.0%と高くなっている。

○退職給付(一時金・年金)制度の見直しの時期、有無についての企業数割合

見直し時期	見直しを行った、 又は行う (%)	見直しを行った企業の内訳					見直しは行わ なかった、又は 行わない(%)
		退職一時金 (%)	年金(%)	個人年金 (%)	退職給付を縮小又は 廃止し毎月の給与を 拡大(%)	その他(%)	
過去3年間	14.7(100)	(67.1)	(30.6)	(3.0)	(1.9)	(10.9)	85.7
今後3年間	20.5(100)	(53.7)	(52.0)	(1.3)	(5.6)	(11.7)	79.5

(注)1)「退職一時金」には、退職一時金制度について導入又は廃止、全部又は一部を年金へ移行、算定基礎額算出方法の変更、支給率の増加又は減少を、過去3年間に行った又は今後3年間に行う企業を計上したものである。

2)「年金」には、退職給付(年金)制度について導入又は廃止、年金支給期間の延長又は短縮、算定基礎額の算出方法の変更、賃金や物価上昇率に伴う給付水準の見直し制度を導入、支給率の増加又は減少を過去3年間に行った又は今後3年間に行う企業を計上したものである。

3)「個人年金」には、労働者の個人年金(財形年金等)への援助の開始又は終了を、過去3年間に行った又は今後3年間に行う企業を計上したものである。

公務員制度における退職手当制度見直しの動向

公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)(抄)

Ⅱ 新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

(5) 退職手当制度の見直し

退職手当に職員の在職中の貢献度をよりの確に反映するとともに、人材の流動化を阻害することのないよう、退職手当制度について、長期勤続者に過度に有利となっている現状を是正することとし、新たな任用・給与制度の具体的内容を踏まえ、支給率カーブ、算定方式の在り方等を見直しを行う。また、民間企業の退職金の支給実態を踏まえ、全体的な支給水準の見直しを行う。

三位一体改革について（説明資料）

三位一体改革をめぐる動き

〈平成15年12月〉

12月19日（金） 三位一体の改革に関する政府・与党協議会

生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

〈平成16年6月〉

6月4日（金） 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」閣議決定

三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。税源移譲は概ね3兆円程度を目指す
その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月9日（水） 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から地方6団体に口頭で検討要請（期限8月20日）

〈平成16年8月〉

8月5日（木） 生活保護負担金の見直し等に関する関係者会議

8月24日（火） 地方6団体改革案提出

〈平成16年9月〉

9月7日（火） 三位一体の改革に関する大臣会合

9月14日（火） 国と地方の協議の場

〈平成16年10月以降〉

11月半ばを目途 全体像の取りまとめ

三位一体の改革の推進について（案）

平成十六年九月三日（金）閣僚懇発言

内閣総理大臣

一 三位一体の改革については、内閣官房長官を中心として、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣をはじめ、関係各大臣が互いに協力し、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像の取りまとめに当たつてもらいたい。

二 改革の検討に当たっては、地方からの改革案を真摯に受け止め、関係各大臣は、改革案の実現に向けて率先して、責任を持って、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

三位一体の改革に関する大臣会合における官房長官のご発言（案）

平成十六年九月七日（火）

内閣官房長官

一 九月三日の総理のご指示に従い、三位一体の改革に関する大臣会合の第一回を開催する。この大臣会合では、総理指示にもあったように、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像を取りまとめたいので、ご協力をお願いしたい。

二 また、国と地方の協議の場を設けることとし、第一回会合を九月十四日に開催するとともに、十月中にテーマ毎の会合を開催することとした。その際、協議の実があがるよう積極的に、各論、具体論を議論していただきたい。テーマに応じ、出席者については適宜調整したい。

三 検討に当たっては、地方からの改革案を真摯に受け止め、補助事業等の所管府省が地方の改革案を実現することを原則として検討をおこなってもらいたい。

地方からの国庫補助負担金改革及び国の関与・規制の見直し等の改革案について、平成十七年度改革分、平成十八年度改革分の仕分けを含めて補助事業等の所管府省において検討を進め、十月下旬を目途にその結果を提出していただくことを予定しているので、関係各大臣は地方からの改革案の実現に向け、率先して、責任を持って、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

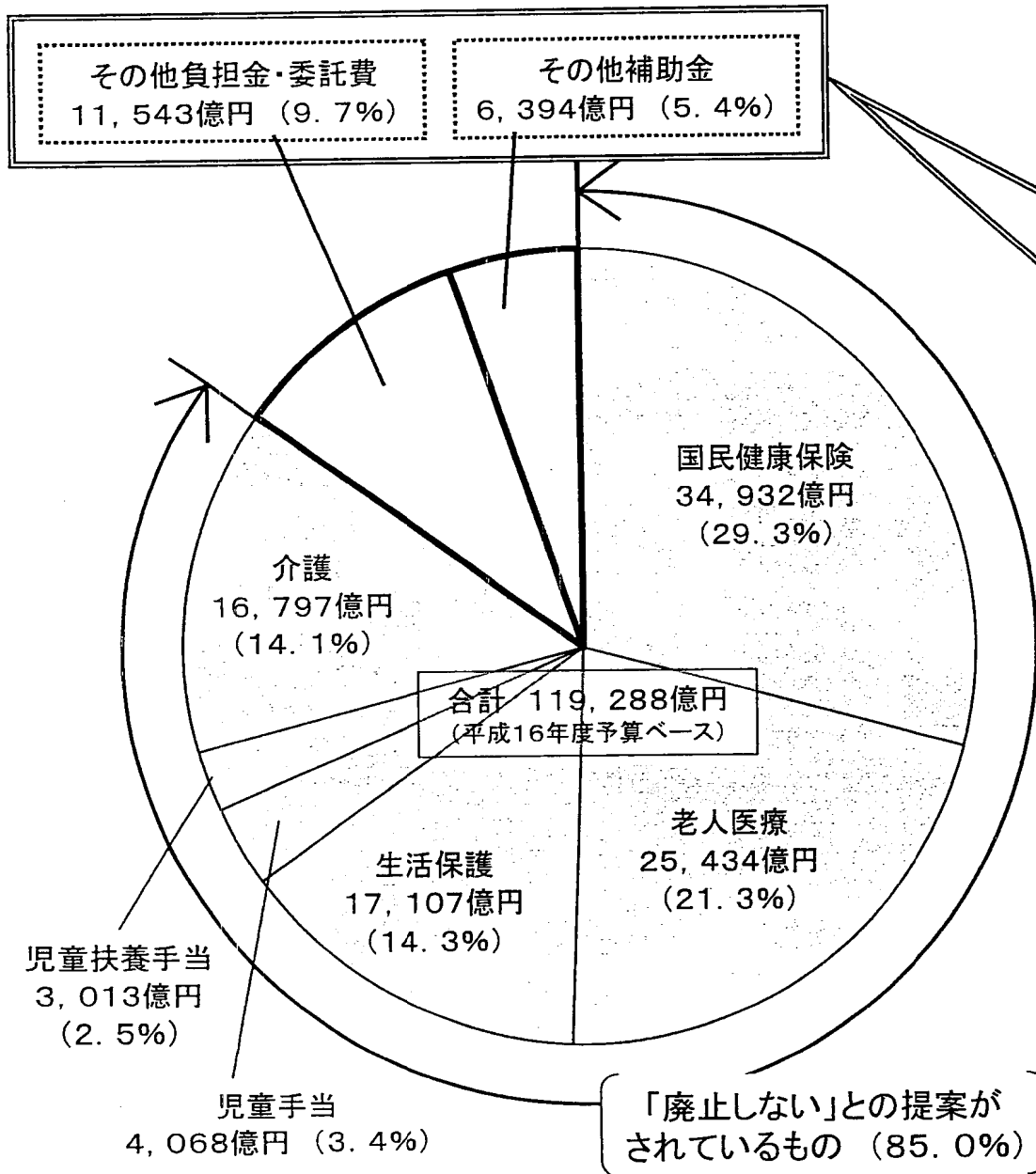
四 なお、仮に地方からの改革案に意見がある場合であっても、その理由を明らかにするとともに、「基本方針二〇〇四」等の政府方針及び地方からの改革案の考え方に沿って、提案されている廃止額に見合う国庫補助負担金改革の代替案を提出していただきたい。

五 また、今後予定されている地方六団体との協議も踏まえ、関係府省において、事務レベルでも三位一体の改革の実現に向けて、良く協力し、検討を進めるよう各大臣から事務方にご指示いただくようお願いいたします。

地方六団体の提案(約9,440億円)

	特別会計 480億円																																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">社会福祉施設整備費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,300億円</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 15%; vertical-align: middle;">施設整備関係</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>保健衛生施設整備費</td> <td style="text-align: right;">100億円</td> </tr> <tr> <td>医療施設等整備費</td> <td style="text-align: right;">170億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">1,580億円</td> <td></td> </tr> </table>	社会福祉施設整備費	1,300億円		施設整備関係		保健衛生施設整備費	100億円	医療施設等整備費	170億円				1,580億円																															
社会福祉施設整備費	1,300億円					施設整備関係																																						
保健衛生施設整備費	100億円																																											
医療施設等整備費	170億円																																											
			1,580億円																																									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">社会福祉</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">230億円</td> <td rowspan="2" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">180億円</td> </tr> <tr> <td>医療・保健衛生</td> <td style="text-align: right;">450億円</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 15%; vertical-align: middle;">障害者</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>障害児施設等の運営費</td> <td style="text-align: right;">750億円</td> </tr> <tr> <td>小規模通所授産施設等の運営費</td> <td style="text-align: right;">80億円</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム運営費</td> <td style="text-align: right;">570億円</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 15%; vertical-align: middle;">高齢者</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>介護予防事業</td> <td style="text-align: right;">400億円</td> </tr> <tr> <td>老人保健事業</td> <td style="text-align: right;">290億円</td> </tr> <tr> <td>特別保育事業</td> <td style="text-align: right;">430億円</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 15%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>児童入所施設措置費</td> <td style="text-align: right;">710億円</td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>児童虐待対策</td> <td style="text-align: right;">30億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">民間保育所運営費</td> <td style="text-align: right; background-color: #cccccc;">2,670億円</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; vertical-align: middle;">児童福祉</td> <td style="width: 50%;">3,940億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">7,390億円</td> <td></td> </tr> </table>	社会福祉	230億円				その他	180億円	医療・保健衛生	450億円		障害者		障害児施設等の運営費	750億円	小規模通所授産施設等の運営費	80億円	養護老人ホーム運営費	570億円		高齢者		介護予防事業	400億円	老人保健事業	290億円	特別保育事業	430億円				児童入所施設措置費	710億円	児童虐待対策	30億円	民間保育所運営費	2,670億円		児童福祉	3,940億円				7,390億円	
社会福祉	230億円																																											
その他	180億円																																											
医療・保健衛生	450億円		障害者																																									
障害児施設等の運営費	750億円																																											
小規模通所授産施設等の運営費	80億円																																											
養護老人ホーム運営費	570億円		高齢者																																									
介護予防事業	400億円																																											
老人保健事業	290億円																																											
特別保育事業	430億円																																											
児童入所施設措置費	710億円																																											
児童虐待対策	30億円																																											
民間保育所運営費	2,670億円		児童福祉	3,940億円																																								
			7,390億円																																									

地方公共団体向け国庫補助負担金の状況



廃止が提案されている主な事業
(合計 約9,444億円)

【施設整備関係】

- 社会福祉施設の整備
(特別養護老人ホーム、障害者施設、保育所等)
- 保健衛生施設の整備
(老人保健施設、精神障害者施設、市町村保健センター等)
- 医療施設の整備
(へき地診療所、救命救急センター等)

【運営費、事業費関係】

- 養護老人ホームの運営費
- 民間保育所の運営費
- 少子化対策、児童虐待対策
- 介護予防事業
- 不妊治療対策、乳幼児健診事業
- 救命救急センター、へき地医療対策
- 精神科救急医療システム
- 感染症対策、エイズ対策、難病対策
- 母子家庭の就業・自立支援事業
- ホームレス対策、地方改善事業
(隣保館等の運営費)

等

三位一体改革に係る地方六団体の提案概要
(厚生労働省関係事項)

- 平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金として挙げられているもの。 【総額約9,444億円】

〔施設整備関係〕 【約1,677億円】

(主なもの)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費負担金・補助金 約1,300億円
 - ・ 保健衛生施設等施設整備費補助金 約100億円
 - ・ 医療施設等設備整備費補助金 約170億円
- 等

〔運営費・事業費関係〕 【約7,766億円】

(主なもの)

- ・ 養護老人ホーム運営費負担金 約570億円
 - ・ 保健事業費等負担金 約290億円
 - ・ 精神保健対策費補助金 約20億円
 - ・ 保育所運営費負担金 約2,670億円
 - ・ 児童保護費等補助金 約510億円
 - ・ 児童入所施設措置費等負担金 約710億円
 - ・ 障害児施設措置費負担金 約750億円
 - ・ 在宅福祉事業費補助金 約780億円
 - ・ 母子保健衛生費補助金 約30億円
 - ・ 母子家庭等対策費補助金 約26億円
 - ・ 医療施設運営費補助金 約190億円
 - ・ 医療関係者養成確保対策費等補助金 約90億円
 - ・ 疾病予防対策事業費等補助金 約60億円
 - ・ 職業転換訓練費負担金・交付金 約65億円
- 等

三位一体改革と社会保障

平成16年9月14日

厚生労働省

基本的な考え方

社会保障は、全国民に対して一定水準のサービスを保障していくという国民的合意の下で実施されてきた。

また、今日、急速な少子高齢化が進行する中で、将来に向けて給付と負担の均衡を展望しつつ、社会保障制度全般の一体的見直しを進めているという重要な時期に差し掛かっている。

したがって、国において責任を持って施策を推進することができる実効性のある手段を確保するとともに、地方においても自主性を活かしつつ社会保障について応分の責任を持って取り組む必要がある。

地方六団体の提案の問題点

地方六団体の案は、介護費用、老人医療費、国民健康保険医療費、生活保護費等の負担金に関しては具体案を示さないという基本的問題がある一方で、少子化対策に係る補助負担金及び裁量的補助金の全般について廃止することとしている。

廃止に係る補助金に関しては、国と地方の役割分担という観点から、次のような問題がある。

- (1) 国民の安心と安全を守るべき社会保障について、どの地域においても一定水準のサービスを格差なく保障するという国の責任が果たせなくなる。
- (2) 毎年の介護・医療の給付費の相当部分が国税や労使の保険料で賄われているにも関わらず、介護施設の整備や生活習慣病対策の補助金などが廃止された場合には、国はこれらの給付費の適正化について責任を果たせなくなる。
- (3) 本年6月には少子化社会対策大綱が策定され、来年度からは次世代育成支援法に基づく10ヵ年計画が実施されるなど、国を挙げて少子化対策に取り組もうとしている矢先にも関わらず、国が施策の実施について責任を果たせなくなる。
- (4) 障害者施策については、入所施設の運営費のうち18歳までの障害児は地方が、18歳以降の障害者は国が、それぞれ担うこととし、支援の一貫性が分断されることとなる。他分野を含め、当事者たる国民の立場に立った提案とは思われぬ。
- (5) SARS対策などの健康危機管理、被爆者対策などの国家補償的な事業、電子カルテ導入などの先駆的・モデル的取組の実施や検討について、国が責任を果たせなくなる。
- (6) 事業主拠出金など租税財源でない国庫補助金も廃止移譲対象としているが、これは今回の趣旨にそぐわない。

厚生労働省としての対応方針

厚生労働省としては、社会保障の基本的な考え方に立って、これらの問題点について地方六団体と十分に議論を行い、対案を示していくこととしたい。

これまでの議論の経過と今後の進め方について

1. これまでの議論の経過

○2月17日

第8回 社会福祉事業及び社会福祉法人について

- ・社会福祉法人制度の概要について（規制及び助成、主な閣議決定等）
- ・全国社会福祉施設経営者協議会及び全国老人福祉施設協議会からの意見発表

○4月20日

第9回 社会福祉事業及び社会福祉法人について

- ・社会福祉法人の公益性の追求について（地域貢献の実例等）
- ・社会福祉法人の管理運営体制について
（公益法人、学校法人における見直し等）
- ・経営の自律性の向上について（運営費の弾力運用等）

○6月23日

第10回 社会福祉事業及び社会福祉法人について

- ・社会福祉法人の公益性の追求について
（地域生活を支援する取組実例及び検討事項の整理）
- ・社会福祉法人の管理運営体制について
（理事（会）、監事、評議員（会）の在り方に関する検討事項の整理）

○9月27日（予定）

第11回 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の現状と課題について

2. 今後の予定

○11月中（予定）

第12回 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

○12月中（予定）

第13回 部会としての取りまとめ

- ①社会福祉法人の公益的取組の推進について
- ②社会福祉法人の管理運営体制の見直しについて
- ③社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

平成 1 7 年度福祉関係各部局の概算要求の概要 (配布資料)

(1) 社会・援護局 (社会) 1
(2) 雇用均等・児童家庭局 6
(3) 障害保健福祉部19
(4) 老健局27

平成17年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

平成17年度概算要求額	2,037,190	百万円
平成16年度当初予算額	1,947,816	百万円
差引額	89,374	百万円

(対前年度伸率4.6%)

I 福祉サービスの質の向上等

1 福祉サービスの第三者評価・苦情解決の推進 350百万円

○福祉サービスの第三者評価事業 46百万円

都道府県が第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修などを積極的に実施できるよう支援するとともに、指導者養成研修事業を実施するなど、第三者評価事業の普及・定着の促進及び均質化を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。

○運営適正化委員会における苦情解決事業 304百万円

都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会における福祉サービスの苦情解決事業の適切な推進を図る。

2 福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上

1, 225百万円

○社会福祉職員研修センター経営委託費 61百万円

○**新**社会福祉士養成のための実習指導者特別研修事業の創設(3百万円)

社会福祉士の養成課程において重要な相談援助技術の指導を充実させるため、施設等の現場で行う実習の指導者に対する研修を行うなど、福祉人材の養成、確保及び資質の向上を図る。

○社会事業学校経営委託費 522百万円

○中央福祉人材センター運営事業費 61百万円

○福祉人材確保推進事業費 418百万円

○福利厚生センター運営事業費 164百万円

3 地域福祉の推進

4, 273百万円

痴呆高齢者等判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、ボランティア活動の振興等を図る。

○地域福祉推進事業 3, 394百万円

○生活福祉資金貸付事業 879百万円

Ⅱ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設の整備 39,816百万円

「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」の「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」として、新たな待機児童解消に向けた受入児童数の増大を図るための保育所の整備や、障害者の地域移行、就労支援策を踏まえた緊急整備等の着実な推進を図る。

(注) 平成17年度概算要求において、高齢者関連施設及び地域に密着した障害者関連施設については、「地域介護・福祉空間整備等交付金(109,000百万円)」を創設し要求(老健局)。

2 独立行政法人福祉医療機構

(1) 貸付事業等

ア 貸付原資の確保

○貸付契約額	4,822億円
○資金交付額	4,955億円
・財政融資資金	4,031億円
・自己資金	924億円
(うち財投機関債)	790億円)

イ 貸付条件の改善

○福祉貸付

・償還方法の改善等

○医療貸付

- ・担保の徴求条件の一部改正
- ・地域がん診療拠点病院の特定病院化
- ・電子カルテ等診療情報提供システムの特例貸付
- ・マンモグラフィ(乳房断層撮影装置)の特例貸付

(2) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	15,676百万円
(3) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金	4,706百万円
(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	24,411百万円

Ⅲ ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

社会・援護局分 2,241百万円
(厚生労働省分 3,432百万円)

1 自立支援事業等の充実(社会・援護局) 2,216百万円

依然として増加傾向にあるホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業を充実するとともに、ホームレスになるおそれのある者に対する相談機能の強化を図る。

○ホームレス総合相談推進事業 338百万円

○**新**・電話相談事業の実施

○ホームレス自立支援事業 1,348百万円

○ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)等 531百万円

2 保健衛生の向上(健康局、社会・援護局合計) 35百万円

○ホームレス衛生改善事業等

3 就業機会の確保（職業安定局） 1, 181百万円

○ホームレス就業支援事業（仮称） 145百万円

○新 野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち就業意欲のある者を対象に、ホームレスの就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、就業支援相談や職場体験講習を実施し、就業による自立を支援する。

○日雇労働者等技能講習事業 等 1, 036百万円

IV 生活保護

国民生活に対応した生活保護制度の実施

○生活保護費 1, 883, 948百万円

・保護費負担金 1, 842, 053百万円

・保護施設事務費負担金 27, 410百万円

・生活保護費補助金 12, 256百万円

・生活保護適正実施推進等事業への新規事業の追加

自立支援プログラム（仮称）の策定・実施の推進

・生活保護指導監査委託費 2, 229百万円

平成17年度 雇用均等・児童家庭局 予算概算要求の概要

次世代育成支援対策の更なる推進と公正かつ多様な働き方の実現

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生き、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

このため、本年6月に策定された「少子化社会対策大綱」に基づき、政府全体で少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとし、平成16年中に、重点施策の具体的実施計画として、新エンゼルプランに代わる新たなプランを策定することとしている。

厚生労働省においては、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実を図るとともに、待機児童の解消に向けた取組みを引き続き推進し、これらにあわせて、子育て生活に配慮した働き方の改革を進める。

また、パートタイム労働者と正社員との均衡処遇を進める環境整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

《 主要事項 》

◎ 次世代育成支援対策の更なる推進

	頁
1 地域における子育て支援対策の充実	3, 508億円 … 3
2 多様な保育サービスの推進	3, 443億円 … 5
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	36億円 … 6
4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	186億円 … 6
5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実	242億円 … 8
6 母子家庭等自立支援対策の推進	3, 299億円 … 9
7 施設の運営の充実	… 10
新エンゼルプランに代わる新たなプラン (新新エンゼルプラン)の策定	… 11

◎ 公正かつ多様な働き方の実現

1 多様な働き方を選択できる環境整備	20億円 … 12
2 男女雇用機会均等確保対策の推進	15億円 … 12

(雇用均等・児童家庭局予算の状況)

	16年度予算額	17年度概算要求額	伸び率
局 合 計	10,537億円	11,082億円	5.2%
児童福祉関係	10,429億円	10,971億円	5.2%
(うち 特別会計)	336億円	330億円	▲1.8%
労働関係	108億円	111億円	2.8%
(うち 特別会計)	96億円	93億円	▲3.1%
一 般 会 計	10,105億円	10,659億円	5.5%
特 別 会 計	432億円	423億円	▲2.1%

次世代育成支援対策の更なる推進

《 326,842百万円 → 350,833百万円 》

1 地域における子育て支援対策の充実

(1) 地域における子育て支援体制の強化

- つどいの広場事業の推進 3,175百万円
子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。
500か所 → 1,000か所
- 地域子育て支援センターの整備 5,666百万円
子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。
3,000か所 → 3,300か所
- 育児支援家庭訪問事業の推進 2,021百万円
出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業の実施を着実に推進する。
- 乳幼児健康支援一時預かり事業の充実 2,214百万円
保育所に通所中の児童等が、病気回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所・病院等における一時預かり等の事業を行う。

(2) 放課後児童や地域児童のための健全育成事業の充実

- 放課後児童クラブの拡充 9,746百万円
 - ・ 放課後児童の受入れ体制の整備を推進する。
放課後児童クラブ 12,400クラブ → 13,300クラブ
 - ・ ボランティア派遣事業の充実
障害などに関する知識を有したボランティアを派遣して、放課後児童指導員に対する援助を行う事業を従来の事業に追加して実施する。

- ・ 障害児受入環境改善事業の創設
障害児の受入に必要な設備の整備や障害児用の遊具・器具等の購入などに必要な経費を助成する。

○ 児童ふれあい交流促進事業の推進 287百万円

児童館等を活用した中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等の事業を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の拡充 1,861百万円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置要件の緩和を図り、設置を促進するとともに、働くひとり親会員が同センターを利用する際に支援を行う。

(本部) 355か所 → 395か所

(4) 児童手当国庫負担金 317,478百万円

支給対象年齢	小学校第3学年修了前
手当額	第1子・第2子 5,000円
	第3子以降 10,000円

(平成16年改正(支給対象年齢を義務教育就学前までから小学校第3学年修了前までに引上げ。))の満年度化等に伴う所要額を計上)

2 多様な保育サービスの推進

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 31,326百万円

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供

○ 延長保育の推進 32,353百万円

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

13,100か所 → 14,000か所

○ 一時・特定保育の推進 3,348百万円

専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

5,000か所 → 7,500か所

○ 休日・夜間保育の推進 416百万円

保護者の勤務形態による休日や夜間の保育需要に対応するため、休日・夜間保育を推進する。

750か所 → 820か所

(新) (3) 総合施設モデル事業の実施 551百万円

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度中に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行うこととしている。

このため、平成17年度において総合施設の教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業を実施する。

モデル施設 30か所

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

(新) (1) 子育てと両立する働き方の実現に向けた地方自治体の取組の推進

629百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県及び市町村行動計画の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえ、仕事と家庭の両立や、勤務時間短縮、在宅就業の普及等の働き方の見直しに向けた積極的な取組を行う地方自治体を支援する。

(2) 男性も育児参加できる職場環境の実現

464百万円

改正育児・介護休業法（案）の内容も含め、育児休業制度等の規定整備の徹底を図るとともに、経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援、地方公共団体等と連携した周知広報等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援

2,002百万円

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るなど、次世代育成支援対策推進法の円滑な施行を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。

4 児童虐待への対応など 要保護児童対策等の充実

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実

○ 育児支援家庭訪問事業の推進（再掲） 2,021百万円

○ 児童相談所の機能強化 558百万円

児童相談体制のより一層の充実強化を図るため、新たに夜間休日を問わず対応する「24時間・365日体制整備事業」、「児童福祉司資格取得のための研修」を実施する。

なお、従来、家庭支援体制緊急整備促進事業で実施してきた「児童虐待対応強化事業」、「潜在保健師研修」及び「児童虐待機関連携強化事業」については廃止する。

- **児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進** 1 5 百万円
一時保護委託された被虐待児にきめ細かな支援を行うため、被虐待児の一時保護委託を受け入れた児童福祉施設に対して、心理的なケア等を行うための経費に充てる加算を創設する。
- **児童家庭支援センターの拡充** 3 2 2 百万円
地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充する。
6 0 か所 → 6 8 か所
- **施設の小規模化の推進** 2, 5 7 4 百万円
児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。
- **里親支援の推進** 4 9 4 百万円
里親からの求めに応じて援助者を派遣する「里親養育援助事業」、相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」など里親への支援を推進する。
また、専門里親への委託対象児童について、従来の被虐待児童のほか、非行等により処遇困難な児童も対象に加える。
- **総合的な自立支援の拡充** 2 3 8 百万円
自立援助ホームのか所数の増を図るとともに、自立援助ホームが行う就労先の開拓や住居の確保等関係機関との対外関係調整について一層の体制整備を図るための対外関係調整事業を推進する。
児童養護施設等の各施設における入所児童のケアに関する創意工夫、自立に向けた取り組みを反映した事業や早期家庭復帰につながる事業等を支援する、自立促進等事業を推進する。
自立援助ホーム 4 0 か所 → 4 4 か所

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

- **配偶者からの暴力への対策** 1, 4 9 8 百万円
本年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護等の各種施策の一層の推進を図る。
- **DV被害者一時保護委託費の人身取引被害者への対象拡大**
DV被害者に対する民間シェルター等への一時保護委託について、その対象を人身取引被害者に拡大する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

(1) 子どもの健康・医療の確保

- 子ども家庭総合研究の推進 1, 427百万円
乳幼児の障害の予防、母性並びに乳幼児の健康の保持増進や児童の健全育成等に関する総合的な研究を行うとともに、国民的関心の非常に高い小児医療や児童虐待などの社会的課題及び健やかな子どもの心身の育ちを支援するための研究を行う。
また、小児疾患について根拠に基づく医療を推進し、効果的な保健医療技術を確立するため、倫理性、科学性及び安全性に留意した質の高い臨床研究等を行うとともに、根拠に基づく医療の推進に不可欠な人材の育成を行う。

- 「食育」等の推進 60百万円
食を通じた子どもの健全育成をねらいとした地域における食育に関する先駆的事業の推進を図るとともに、乳幼児栄養調査などを実施する。

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進 12, 843百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

(3) 周産期医療体制の充実

- 周産期医療ネットワークの整備 175百万円
母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保する。
- 総合周産期母子医療センター運営費の拡充 779百万円
高次の周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターの安定的な運営に資するため、運営費について支援する。
33か所 → 37か所

(4) 不妊治療に対する支援 2, 674百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

(1) 母子家庭等の自立のための就業支援

- (新) ○ 母子家庭の母等に対する職業訓練機会の拡大 657百万円
就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等を利用した幅広い職業訓練を実施し、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の就業支援を推進する。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 832百万円
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図る。

(2) 母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 2,750百万円

- ・子育てと生活支援策として日常生活事業等の着実な推進を図る。
- ・母子生活支援施設における支援の推進
- ・小規模分園型母子生活支援施設の整備（事項要求）

(3) 自立を促進するための経済的支援

- 母子寡婦福祉貸付金の充実 5,110百万円
技能習得資金の据置期間の延長等、母の就業に係る貸付金の改善及び就学支度資金の貸付限度額の引上げにより、母子寡婦福祉貸付金の充実を図る。
- 児童扶養手当 319,741百万円
平成16年の消費者物価の下落分（マイナス0.2%）の児童扶養手当額の改定を行う。
(平成17年4月実施)

7 施設の運営の充実

- 保育所の受入れ児童数の拡大（再掲）
- 事務職員雇上費加算の対象施設の拡大（10月実施）
特別保育事業等実施保育所 定員61人以上 → 46人以上
- 児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進（再掲）
- 施設の小規模化の推進（再掲）
- 入所児童処遇費の改善
里親手当、就職支度費等の改善
- 里親支援の推進（再掲）
- DV被害者一時保護委託費の人身取引被害者への対象拡大（再掲）

新エンゼルプランに代わる新たなプラン (新新エンゼルプラン)の策定

- 少子化社会対策大綱に基づき、28項目の具体的な行動を踏まえた具体的実施計画として、新新エンゼルプランを本年中に策定。
- 新たなプランにおいては、現在、地方公共団体や企業において行動計画を策定していることも踏まえ、働き方の見直し等の分野も含め、社会全体で今後5年間で達成すべき目標等について検討。

【保育・子育て支援事業等、特に計画的な整備を必要とする事業に関する概算要求の状況】

事 項 (○印は、新エンゼルプランで 目標値を掲げている事項)	16年度予算	17年度要求	(参考) 新APIにおける 16年度目標値
㊦ 就学前の児童の教育・保育の充実			
○保育所受入れ児童数の拡大	207万人 <small>(うち低年齢児 70.4万人)</small>	212万人	低年齢児 68万人
○延長保育の推進	13,100か所	14,000か所	10,000か所
○一時・特定保育の推進	5,000か所(*1)	7,500か所	3,000か所
○休日・夜間保育の推進	750か所(*2)	820か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	500市町村	550か所	500市町村
○多機能保育所等の整備	268か所増 総計2,180か所	200か所増	計2,000か所
㊦ 放課後対策の充実			
○放課後児童クラブの推進	12,400か所	13,300か所	11,500か所
㊦ 地域における子育て支援の充実			
・つどいの広場事業の推進	500か所	1,000か所	---
○地域子育て支援センターの整備	3,000か所	3,300か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	385か所	395か所	180か所
㊦ 児童虐待防止対策の推進			
・育児支援家庭訪問事業の推進	957市町村	957市町村	---
・児童家庭支援センター	60か所	68か所	---
・子育て短期支援事業	46万人	46万人	---
・小規模グループケアの推進	527か所	623か所	---
・自立援助ホーム	40か所	44か所	---
・情緒障害児短期治療施設	20都道府県	25都道府県	---
㊦ 小児医療体制、周産期医療体制の充実			
○小児救急医療支援の推進	300地区	300地区	(13年度) 360地区
○周産期医療ネットワークの整備	28都道府県(*3)	34都道府県	47都道府県

(注)1. (*1)一時保育のみのか所数、(*2)休日保育のみのか所数、(*3)16年度実績見込み

2. 現行の新エンゼルプランに代わる新たな目標値については、今後、市町村行動計画の数値目標等も踏まえて設定する予定。

公正かつ多様な働き方の実現

《 2, 126百万円 → 2, 036百万円 》

1 多様な働き方を選択できる環境整備

(1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 493百万円

企業におけるパートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇を進めるため、均衡処遇の確保に向けた先駆的な取組を行おうとする事業主に対し、均衡処遇に向けた相談等を行うコンサルタントの派遣を拡大する。

(2) 在宅就業対策の推進 68百万円

在宅就業者を支援するため、eラーニングによる能力開発の修了段階における知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。

(3) 多様就業型ワークシェアリングの普及促進 208百万円

多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

《 1, 524百万円 → 1, 454百万円 》

2 男女雇用機会均等確保対策の推進

(1) 実質的な均等取扱いを確保するための積極的な行政指導の展開及び均等施策の更なる推進に向けた検討 334百万円

男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。

また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。

(2) ポジティブ・アクションの促進

790百万円

個々の企業がポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）を推進するための目標を設定する際に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることができるものさしとなる値）の提供や企業における取組の具体的なノウハウを提供するセミナー等を開催するとともに、経営者団体と連携して協議会を開催すること等により、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

平成17年度障害保健福祉関係概算要求の概要

平成16年8月
障害保健福祉部

【概算要求額】

694,164百万円 → 771,976百万円 (対前年比11.2%)

障害者の自立支援の推進と良質な保健福祉サービスの提供

障害者の自立支援を推進するため、新障害者プランに基づき地域における自立支援、住まいや働く場の確保等を推進するとともに、支援費制度の着実な実施を図る。また、発達障害者に対する支援体制を整備するほか、精神障害者の保健福祉施策等の充実を図る。

I 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の推進

新障害者基本計画（平成15年度から平成24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から平成19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

平成17年度概算要求 1,834億円（1,426億円）

1 在宅サービスの推進

区 分	平成16年度 予 算	平成17年度 概 算 要 求	平成19年度 目 標
訪問介護員（ホームヘルパー）	約55,230人	(+15,372人分) 約70,600人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 5,060人分	(+160人分) 約 5,230人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,300か所	(+83か所) 約 1,380か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約10,000人分	(+330人分) 約10,330人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 240か所	(+14か所) 約 260か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 430か所	(+14か所) 約 440か所	約 470か所

2 住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成16年度 予 算	平成17年度 概 算 要 求	平成19年度 目 標
地域生活援助事業（グループホーム）	約23,600人分	(+7,890人分) 約31,490人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 4,240人分	(+324人分) 約 4,560人分	約 5,200人分
通所授産施設	約69,590人分	(+1,356人分) 70,950人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,960人分	(+260人分) 6,220人分	約 6,700人分

1 在宅サービスの推進

- (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業〔身体、知的、精神〕 35,663百万円 → 49,562百万円
約55,230人 → 約70,600人（+ 15,372人）
- (2) 短期入所（ショートステイ）事業〔身体、知的、精神〕 5,043百万円 → 8,739百万円
約5,060床 → 約5,230床（+ 160床）
- (3) 日帰り介護（デイサービス）事業 12,948百万円 → 19,181百万円
- ・身体障害者日帰り介護（デイサービス）事業 7,556百万円 → 9,258百万円
1,000か所 → 1,050か所（+ 50か所）
 - ・在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業 2,359百万円 → 5,627百万円
約300か所 → 約330か所（+ 33か所）
 - ・障害児通園（デイサービス）事業 3,034百万円 → 4,297百万円
約10,000人 → 約10,330人（+ 330人）
- (4) 重症心身障害児（者）通園事業 2,589百万円 → 2,772百万円
約240か所 → 約260か所（+ 14か所）
- (5) 精神障害者地域生活支援センター 4,623百万円 → 4,848百万円
約430か所 → 約440か所（+ 14か所）
- (6) 障害者ケアマネジメント体制支援事業 144百万円 → 146百万円
- ㊦ (7) 障害児タイムケア事業 1,007百万円

2 住まいや働く場または活動の場の確保

(1) 地域生活援助事業（グループホーム）	10,581百万円 → 15,740百万円
ア 知的障害者地域生活援助事業 約16,040人分 → 21,770人分（+5,734人分）	8,612百万円 → 12,933百万円
イ 精神障害者地域生活援助事業 約7,560人分 → 約9,720人分（+2,159人分）	1,969百万円 → 2,808百万円
(2) 福祉ホーム	1,101百万円 → 1,245百万円
ア 身体障害者福祉ホーム 約920人分 → 約1,010人分（+ 94人分）	108百万円 → 134百万円
イ 精神障害者福祉ホーム 3,320人分 → 3,550人分（+230人分）	993百万円 → 1,111百万円
(3) 通所授産施設	49,224百万円 → 55,192百万円
ア 身体障害者通所授産施設 8,200人分 → 8,300人分（+100人分）	6,126百万円 → 6,606百万円
イ 知的障害者通所授産施設 約55,490人分 → 56,330人分（+836人分）	38,542百万円 → 43,651百万円
ウ 精神障害者通所授産施設 5,900人分 → 6,320人分（+420人分）	4,556百万円 → 4,936百万円
(4) 精神障害者生活訓練施設（援護寮） 5,960人分 → 6,220人分（+260人分）	6,360百万円 → 6,676百万円
(5) 小規模通所授産施設〔身体、知的、精神〕 約890か所 → 1,420か所（+531か所）	4,155百万円 → 6,891百万円
(6) 小規模作業所〔身体、知的、精神〕 約2,260か所 → 約2,260か所（±0）	2,481百万円 → 2,481百万円

3 精神障害者施策の充実

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実	3,013百万円 → 5,052百万円
ア 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	900百万円 → 2,084百万円
イ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）	143百万円 → 161百万円

ウ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）	1,969百万円 → 2,808百万円
(2) 精神障害者社会復帰施設の充実	18,198百万円 → 20,643百万円
ア 精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,360百万円 → 6,676百万円
イ 精神障害者福祉ホーム	993百万円 → 1,111百万円
ウ 精神障害者通所授産施設	4,556百万円 → 4,936百万円
エ 精神障害者小規模通所授産施設	1,328百万円 → 2,735百万円
オ 精神障害者福祉工場	338百万円 → 339百万円
カ 精神障害者地域生活支援センター	4,623百万円 → 4,848百万円
(3) 精神科救急医療システム整備事業	1,785百万円 → 2,078百万円
(4) 社会的入院解消のための退院促進支援事業 21か所 → 31か所（+10か所）	63百万円 → 96百万円
(5) 地域精神保健福祉施策の推進	
ア こころの健康づくり対策の推進	41百万円 → 41百万円
イ 自殺予防対策の推進〔他局計上分を含む。〕	640百万円 → 608百万円
㊦ ウ 精神障害者社会復帰施設等実態調査事業	80百万円

4 保健福祉施策と雇用就業施策の一体的推進

(1) 障害者就業・生活支援センター事業	817百万円 → 1,366百万円
雇用安定等事業 80か所 → 120か所（+ 40か所）	
生活支援等事業 47か所 → 120か所（+ 73か所）	

（雇用安定等事業 695百万円 → 1,055百万円）
（生活支援等事業 122百万円 → 311百万円）

(2) 施設外授産の活用による就職促進事業	障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー
-----------------------	-------------------------

施設整備費

- 地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）〔老健局に一括計上〕
- ・地域に密着した施設整備

○社会福祉施設整備費〔社会・援護局に一括計上〕

- ・施設体系の見直しに伴う地域移行や就労支援等を推進するための整備
- ・精神障害者社会復帰施設整備費を保健衛生施設整備費から移行

○保健衛生施設整備費〔健康局に一括計上〕

- ⑧ ・精神科救急医療センター

II 支援費制度の着実な実施

(1) 支援費制度の着実な実施	347,306万円 → 385,426万円
ア ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援の推進	60,188万円 → 87,141万円
イ 更生施設、授産施設などの施設訓練等支援の推進	287,118万円 → 298,285万円
(2) 障害者地域生活推進特別モデル事業	578万円 → 488万円
(3) 支援費事業経営実態調査事業	40万円 → 226万円
⑧ (4) サービスの支給決定等に関する検討会費	7万円

III 就労支援の充実

⑧ (1) 小規模作業所への支援の充実強化事業費（仮称） 60か所	1,500万円
⑧ (2) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）（仮称） 20か所	100万円
(3) 障害者就業・生活支援センター事業	817万円 → 1,366万円
雇用安定等事業 80か所 → 120か所（+ 40か所）	
生活支援等事業 47か所 → 120か所（+ 73か所）	
	〔雇用安定等事業 695万円 → 1,055万円〕
	〔生活支援等事業 122万円 → 311万円〕
(4) 福祉工場〔身体、知的、精神〕 約120か所 → 約120か所（+3か所）	1,935万円 → 1,966万円

(5) 小規模通所授産施設〔身体、知的、精神〕 約890か所 → 1,420か所 (+531か所)	4,155百万円 → 6,891百万円
(6) 小規模作業所〔身体、知的、精神〕 約2,260か所 → 約2,260か所 (±0)	2,481百万円 → 2,481百万円
(7) 施設外授産の活用による就職促進事業	障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー

IV 発達障害に対する支援

㊦ (1) 発達障害者支援体制整備事業 (仮称)	391百万円
(2) 自閉症・発達障害支援センター運営事業 20か所 → 36か所 (+16か所)	245百万円 → 443百万円
(3) 研修及び普及啓発等	7百万円 → 16百万円
㊦ ア 発達障害普及啓発費	6百万円
㊦ イ 発達障害者関係職員研修会開催経費 (国立秩父学園)	4百万円
ウ 自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等 (国立秩父学園)	7百万円 → 7百万円

V 障害者の社会参加の促進

(1) 障害者自立支援・社会参加総合推進事業 ・ 社会参加と自立支援の一体的な事業の推進 ・ 障害者IT総合推進事業によるITを活用した情報バリアフリーの推進 ・ 身体障害者補助犬の育成 ㊦ ・ 精神障害者成年後見制度利用支援事業	4,800百万円 → 5,000百万円
(2) 障害者スポーツ・文化芸術活動振興事業	96百万円 → 96百万円
(3) 身体障害者福祉促進事業委託費 ・ 年金相談事業等 (全国身体障害者総合福祉センター) ・ 委託先の変更 (手話通訳指導者養成研修事業) (財) 全日本聾唖連盟 → (福) 全国手話研修センター	515百万円 → 537百万円
(4) 高度情報通信福祉事業	149百万円 → 149百万円

VI 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

143百万円 → 4,011百万円

㊦ ア 指定入院医療機関の運営

3,691百万円

イ 医療従事者等人材の養成

91百万円 → 144百万円

ウ その他法施行に必要な経費

52百万円 → 176百万円

VII その他の施策

(1) 手当等の給付

121,181百万円 → 123,818百万円

ア 特別児童扶養手当

86,226百万円 → 88,835百万円

イ 特別障害者手当等

34,955百万円 → 34,983百万円

(2) 医療費の公費負担

66,262百万円 → 78,763百万円

ア 精神医療費

53,267百万円 → 61,336百万円

イ 更生医療費、育成医療費等

12,994百万円 → 17,428百万円

(3) 補装具の給付等

20,076百万円 → 21,480百万円

ア 補装具の給付

17,872百万円 → 18,565百万円

・ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大

イ 日常生活用具給付等事業

2,205百万円 → 2,915百万円

(4) 高次脳機能障害支援モデル事業

104百万円 → 111百万円

(5) 障害児施設措置費

75,443百万円 → 75,323百万円

㊦ ・ 被虐待児受入加算の創設

㊦ ・ 重度重複障害児加算の創設

㊦ ・ 特別育成費の対象施設の拡大

㊦ (6) 知的障害児(者)基礎調査

121百万円

(7) 厚生労働科学研究費〔厚生科学課に一括計上〕	2,710百万円 → 3,272百万円
ア 障害関連研究経費	853百万円 → 916百万円
イ こころの健康科学研究経費	1,756百万円 → 2,256百万円
ウ 身体機能解析・補助・代替機器開発研究経費	100百万円 → 100百万円
(8) 国立更生援護施設の運営費、整備費	9,855百万円 → 10,346百万円
ア 補助犬トレーナー育成研修事業等の実施 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)	13百万円 → 13百万円
イ 高次脳機能障害支援モデル事業〔再掲〕 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)	24百万円 → 31百万円
ウ 自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等〔再掲〕 (国立秩父学園)	7百万円 → 7百万円
㊦ エ 発達障害者関係職員研修会開催経費〔再掲〕 (国立秩父学園)	4百万円

平成17年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

－ 老 健 局 －

(16年度予算額) (17年度概算要求額)
老人保健福祉関係予算 2兆 570億円 → 2兆2,811億円

*
老健局計上経費 1兆5,356億円 → 1兆7,918億円

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 持続可能な介護保険制度の構築 1兆9,692億円

急速な高齢化に対応し、持続可能な介護保険制度を構築するため、社会保障審議会介護保険部会における報告等を踏まえ、介護保険制度の見直しを実施する。

○介護給付費

(16年度) (17年度)
5兆4,515億円 → 5兆9,967億円(5,452億円 +10.0%)

○国庫負担総額

(16年度) (17年度)
1兆7,921億円 → 1兆9,662億円(1,740億円 +9.7%)

1. 介護給付に対する国の負担等 1兆9,662億円

(1) 介護給付費負担金 1兆1,993億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(2) 調整交付金 2, 998億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)

(3) 財政安定化基金負担金 50億円

都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

2. 制度改正に伴う介護保険関連システム等の改修 30億円

介護保険制度の改正に伴い、市町村における保険者システム及び国保連における審査支払システム等の改修を実施する。また、事業の広域化を図る市町村等に対し、システムの構築経費の支援を行う。

II 健康フロンティア戦略の推進	753億円
-------------------------	--------------

1. 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進 82億円

(1) マンモグラフィの緊急整備 79億円

女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィ（乳房エックス線検査装置）の緊急整備を図るとともに、必要な技術者、医師に対する研修を実施する。

マンモグラフィの整備：500台

(2) 乳がん・子宮がん検診に対する啓発普及 2.8億円

年々患者数が増加している乳がん及び発症年齢が低年齢化している子宮がんについて啓発普及を行うとともに、休日・夜間等に検診を実施している機関の情報提供等を行う。

2. 「介護予防10ヵ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進 671億円

(1) 家庭や地域で行う介護予防対策 225億円

○日常生活圏域における介護予防拠点の整備

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性を確保しながら、適切な介護予防サービスを提供するため、既存のデイサービスセンターや老人福祉センター等の改修等に必要な支援を行うことにより、介護予防サービス提供のための拠点整備を推進する。（「地域介護・福祉空間整備等交付金」に計上。）

介護予防拠点の整備：3,000か所

(2) 効果的な介護予防プログラムの開発・普及 171億円

○介護予防研究・研修センターの設置

効果的な介護予防プログラムの開発と普及体制を確立するため、介護予防研究・研修センターを設立し、科学的根拠に基づく介護予防プログラムの開発研究と指導・普及を行う専門職員の養成を実施する。

○市町村介護予防試行事業の創設

適切な介護予防サービスの提供体制を整備するため、効果的な介護予防サービスの実施及び評価・検証を行う市町村介護予防試行事業を実施する。（「介護予防・地域支え合い事業」のメニューとして実施。）

(3) 地域で支える「痴呆ケア」 15億円

地域における痴呆サポート体制の整備、痴呆ケアの人材育成を推進するため、痴呆性高齢者を抱える家族への支援プログラムを構築するとともに、痴呆介護の専門職員や痴呆性高齢者グループホームの管理者に対する研修、主治医をサポートする痴呆専門医の養成を行うなど総合的な対策を推進する。

Ⅲ 介護サービスの提供体制の整備

1, 894億円

1. 地域介護・福祉空間整備等交付金の創設

1, 090億円

地域再生の推進の観点から、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設する。

2. ユニットケアの研修の充実

1. 7億円

ユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者等に対して研修を実施するとともに、都道府県等において中心的な役割を果たす研修指導者の養成を推進する。

Ⅳ 介護サービスの質の向上

21億円

1. 介護サービスの情報開示の推進

6. 2億円

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、各都道府県において第三者による事実確認を経た共通の介護サービス（事業所）情報をインターネットを通じて広く開示するシステムを構築し、介護サービス事業所に関する情報開示の標準化を推進する。

2. ケアマネジメントの質の向上

15億円

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する実務研修や現任研修を着実に実施し、質の向上を図るとともに、ケアマネジャーに対する個別相談やケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進する。また、ケアマネジャーの資格管理等を行う全国共通のシステムを整備する。

V 高齢者虐待への対応

7.9億円

1. 高齢者虐待防止ネットワークの構築

3.3億円

高齢者虐待問題に対応するため、在宅介護支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメントを行う「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築する。（「在宅介護支援センター運営事業」に計上。）

2. 身体拘束廃止推進事業の拡充

68百万円

施設における身体拘束廃止の推進のため、各施設の施設長など指導的な立場にある者に対する実践的研修を実施する。

また、看護職員に対し、医療的な観点から身体拘束の廃止に関する実践的、専門的手法を習得するための研修を実施する。

VI 肝炎対策の推進

33億円

C型肝炎等緊急総合対策の推進（老人保健事業）

40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、平成18年度までに全員に肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者等に対しては、節目外検診としてC型肝炎ウイルス検査等を実施。

第10回福祉部会議事録

1 日時：平成16年6月23日(水)15:03～17:00

2 場所：中央合同庁舎第5号館専用第21会議室

3 出席委員：

岩田部会長、浅野委員、大石委員、小島委員、京極委員、佐々木委員、
高岡委員、新津委員、福田委員、堀田委員、松浦委員、松尾委員

欠席委員：

佐口委員、高原委員（松井氏代理出席）、中村委員、村田委員

4 議事

(1) 岩田部会長による開会あいさつ

(2) 事務局による出席状況、資料確認

(3) 事務局による資料の説明

(4) 審議

5 審議の概要

(京極委員)

○ 第三者評価に関しては非常によくできているし、世間的にも納得できるものだと思うが、職員の有資格者の配置がどうなっているかというのは基準の中に入っていないように見受けられるかどうか。

(福祉人材確保対策室長)

○ 基準自体には入っていない。有資格者の配置状況は評価項目というよりは事実関係であるので、施設の概況について事実問題としてどのような開示をしていくかという問題。

(松井氏)

○ 病院の評価ではそれなりの費用を病院側が負担して行っているが、社会福祉法人における第三者評価機関の整備状況について、具体的に今どのくらい動こうとしているのか。更にその認定等を行ったときにだれがどういった形で費用負担をするのか。

(福祉人材確保対策室長)

○ 現在の状況を申しますと、東京都はその評価機関も多く100機関くらいあるが、他府県では1つ2つくらいである。導入促進という意味で若干モデル事業的な補助を各県あるいは国ベースでも行っているが、評価費用は、措置費や運営費の中から自前で負担してもらうというのが基本的な考え方。実際の費用負担は、大体30万から40万円。

(高岡委員)

- 理事の構成について、措置の時代は施設を経営・管理するためにどういう理事会構成がいかということでも地域の住民代表を入れた経営と離れた組織体だった。それが契約になり事業経営の責任の中心が理事会とされたときに、施設の職員は3分の1を超えてはいけないとする理由が非常に弱くなった。それよりも、経営感覚のある人を積極的に入れ、法人の主体性に任せるということで十分ではないか。経営の最終責任を取る組織体だということを考えていただきたい。
- 社会福祉法人の実践事例を公表していただいたが、これに類するようなことは各地域・法人で相当やっている。法人や施設によっては、内容が小さいかもしれないが地域にとって相当貢献していると理解している。そういう中で、社会福祉法人の努力義務規定を明記するという内容がわからない。社会福祉法人はいろいろな地域福祉に関することを推進しなければならないという規定がすでにある中で、改めて規定するということが理解できない。それよりも、措置の時代には措置費の規制が非常に厳しく、目的外使用はだめだという規制が手かせ、足かせになっていたという実態がある。社会福祉法人を経営する者としては、公益事業にも積極的に事業展開できるというところへ早く切り換えていただければ、実践事例ももっと出てくると思う。
- それから、評議員会は諮問機関だということが明記されているが、実態を見ると理事会と評議員会の議決事項が同じであるため議決機関になっている。評議員会を諮問機関として機能させるためには地域住民や利用者の家族を入れても、経営そのものには大きな影響はない。経営の将来に対して意見を受けるという意味で、諮問機関であるということをもっと明確にしていきたい。学校法人の場合は「意見を聞く」となっているが、社会福祉法人の場合は「同意を得る」ということになっているため審議項目も同じ。その辺を整理していただきたい。

(総務課長)

- 努力義務という書き方だが、公益事業を積極的にやれるような形にするための一つの提案として出させていただいたものである。社会福祉法第26条の書き方が、支障のない限りできるという書き方になっており、むしろそれを積極的にできるような規定の書き方にした方がいい。社会福祉事業をきちんとやるのがメインだが、それに支障がない限りやるというより、もっと前向きな形での規定の書き方というのではないのかということで、一つの提案として努力義務として言わせていただいている。

(高岡委員)

- そういう意味ではよく理解できます。

(松尾委員)

- もともと社会福祉法人には評議員制度は必置義務ではなく、土地建物等の寄付を受ける場合の税制上の恩典を受ける場合の条件として創設し、この税制上の恩典を受ける場合のみ評議員会を置くこととしていたのが、法人をめぐる不祥事が起こって評議員会が必置義務のよ

うに移行してきたのだと理解している。もしこれから情報開示、苦情処理、第三者評価あるいは外部監査等をきっちりしていくということであれば、評議員会の議決が必要かどうかということも是非議論してもらいたい。

- 地域福祉に取り組む場合、財源は剰余金か寄附金しかないので、剰余金をどういう形に使うのか。それから、地域福祉を展開する場合の共同募金との連携の整理をしないと、制度として取り組みと言っても社会福祉法人ではなかなかできない。財源としてどう対応していくかということも是非議論して決めていただければと思う。

(京極委員)

- 松尾委員の御意見はしかるべきだと思うが、以前の不祥事を境にして当時の厚生省が、理事会にも地域の代表を入れるとして、時代から言うと逆行した動きで、理事会が経営責任を負って対処するというをやや薄めてしまった経緯がある。だから、理事会として学校法人と同じようにしっかり経営主体という明確さをもう少し持つべきで、むしろそのときに議論されたのは、評議員会にこそ住民の代表とか、そういうものを入れて見守る体制にしたかどうかという意見もあった。
- ところが、あのとときの議論は逆で、理事会の方にどんどん入れてしまった。評議員会と同じようなものが2つできてしまい、理事会中心にして評議員会をなくしていくのか、それとも、理事会をもう少し現場サイドに、評議員の方をもう少し地域福祉の推進のことを考えたときに幅広く人を入れてやるか。選択肢があると思う。

(岩田部会長)

- 今、評議員会、理事会の関係の議論が進んでいるが、理事会と理事長の責任をどう分担していくかということもある。中間的な形としては、執行する部分と、その周辺にある決定する理事会との関係となるかもしれない。大学などの場合でも理事会と常任理事会というような関係がある。それから、第三者評価のような形でいわば第三者が関わるということと、評議員会や理事会の中に第三者が入ってくるというやり方が幾つか錯綜して出ているわけだが、その辺はもう少し整理が必要かと思う。

(堀田委員)

- 措置時代の福祉というのは社会的弱者を公金で世話をするということがあったが、その後、介護保険法ができてその意味が全く変わってしまい、すべての人について生活を保障する体制をつくるという方向に移った。したがって、社会福祉法人の福祉の意味を考えるには、「新しい尊厳、個人の尊重を実現する理念を実現するために、どのような役割を社会福祉法人が果たすべきであるか」という問題提起をし、それに対応した答えを探るべき。そこが、変えていくべき最も基本的な点である。
- 社会福祉法人が個人の尊厳という高度な理念を実現するためにはネットワークを組むことが極めて重要不可欠の要素になってくる。したがって、社会福祉法人は医療、保健にとどまらず、多くの尊厳を実現するための社会資源とネットワークをつくり、それをリードしていくという役割がうたわれなければならない。社会福祉法第5条にそういう方向が出ているが、

これは非常にいい理念であり、もう少し進めて、ネットワークをつくるについて指導的な役割を果たすことを重要な役割としてうたうことがいいのではないか。

- そして、社会福祉法人のもう一つの特徴は、弱者に対するセーフティネットワークの役割を果たすこと。これは従来からの役割が消えるわけではないので、極めて大きなニーズとしてある。つまり、ネットワークをつくってすべての人の尊厳をつくる仕組みをつくりながら、その中で他のサービスによって救われない人については社会福祉法人がしっかりセーフティネットとして引き受ける。そこがNPO等と違う社会福祉法人の特徴であるので、そのセーフティネットになるという役割をきちんと果たせば、やはりネットワークをつくるについても非常にリードできる積極的な役割を果たせる。
- 理事会が執行機関で評議員会が諮問機関であるというような整理は当初から法律の予定しているところであり、またそれは適切な整理であると思うが、実態はそういう役割はほとんど果たしていない。NPOの理事会等を見ると大変議論が活発だが、公益法人、社会福祉法人を見ると、皆、黙って座っていて、提案されて拍手をして終わり、予定した役割を果たしていない。第三者も黙っているような人を入れるから黙っている。任命のところも、やはりどんどん言ってくれそうな第三者を選ぶということが理事会についてもある程度必要。ただ、第三者は平素、執行に関係していないので、そのときの事業計画とか報告を受けても、それは本当に適正かどうかわからない。それで発言しろというのは無理な話。だから、営利法人も含めて理事会も社外監査役も余り機能を果たしていない。任命のところでも若干の工夫をすることはいいと思うが、これもわずかな改善効果しかもたらさないだろう。
- 方法の1つはしっかり責任を問うこと。不祥事があって被害が生じたら、非営利法人についても株式会社と同じように代表訴訟を起こして連帯責任で、損害賠償を取るという形にすれば、これは大変なことだからしっかり勉強して発言するようになる。しかし、そこまで踏み切っても、実態として執行に関与していない理事についてどれだけのことが言えるかということ是非常に疑問。何が大事かということ、情報公開による関係者の意見、場合によっては告発、それから従業員の組合、あるいは労働組合等による告発、意見具申、この辺りが一番実態を見て、まずい兆候があれば意見が出やすいところであり、管理体制にそれらが反映されるようにすることが実態的には重要なこと。

(高岡委員)

- 今までの社会福祉法人というのは寄附金で成り立っていて、例えば施設整備をすると4分の1から3分の1くらい寄附をしないと施設が立ち上がれないというような非常に厳しい状況の中で、企業としての主体性、自立性ができていないという現実もある。これは社会福祉法人自身も責任があるとしても、国の制度の中でその方向に進んでいたもので、そういう状況が変われば徐々に変わっていくだろうと思う。そういう中においては、社会福祉法人の淘汰も想定した制度もこれから検討しておかないといけない。

(松浦委員)

- 私の市長在任期間十数年中に私の市にできた社会福祉法人というのは、不特定多数が寄附

した施設はない。社会福祉法人の設立は限られた個人や医者が多いが、実態は施設建築費の半分以上出さないと、老人福祉施設は許可が出ない。

- そういう実態が背景にあるので、理想的にはこれからの社会福祉法人の在り方は特定の個人の寄付者に振り回されるというようなことではなく、多数の意見が入っていけばいいが、一度にやると摩擦ができるのではないか。

(岩田部会長)

- いろいろな事業をやるために社会福祉法人にお願いしてやってきたというような経緯もあると聞いている。

(松浦委員)

- 事業意欲のある人がおらず、官でやると赤字の種になるので、民間に活躍していただくということで、私自身も官よりも民の方がいいのだという形で、御支援もしたこともある。改革はスピードを早めずに少しずつやっていくのがいい。

(大石委員)

- 基本的に、今日挙げられている課題とその方向性に関して私自身としては異議がなく、これはどんどん進めたらいい。ただ、これをやっただけでは必要条件は満たすが、まだ十分条件ではなく、そこの落差をどう埋めるのかという話が残る。社会福祉法人に今後担っていただきたいということで拡大しようとしているサービスに関して、今まで基本はやってはいけないという話を、やってくださいということに変えるだけでは、十分な速度を持って今後サービスニーズが満たされるような状況というのはでき上がらないと思う。その背景としては財源の問題もあり、人的資源の問題もあり、そもそも意識の問題もある。そうだとすると、実現できるまでのステップを具体的にどう手伝っていくのか、もしくはどう実現させていくのか。
- もう一つ、主体として社会福祉法人の話をしているので、社会福祉法人のあるべき姿の延長上の話になっているが、NPO法人であるとか、民間企業であるとか、似たようなサービスを担い得るような可能性のある主体というのをどう活用するのかということも合わせて話をしていかないと、ニーズの大きなギャップというのはある程度のスピード感を持って埋まらないのではないか。
- もう一つ、第三者評価について、医療機関のベンチマーキング調査をやっている関係でコメントさせていただくと、第三者評価のガイドラインとして至極もっともなものが挙げられている。ただ、そこから先、評価する人たちも違う中で、統一した客観的な評価ができるような仕組みをどうするか。また、その結果を見た人たちが、これはレベル1なのか、レベル3なのかということがはっきりわかるような仕組みをつくるのが、実際の運用上かなり重要。ベンチマーキングみたいな数値的な評価をすると、かなり客観性を持つ。
- もう一つ、ここに出てくるいろいろな定性的な評価項目というのはかなり数値化しにくいものなので、具体的に何をもってレベル1と言っているのか、レベル2だと何が違うのか、レベル5だったらここまでできているというのは具体的に何なのかということを書き出

し、その中で丸付けをしていくような感じで、あるべき姿と、どの段階であるのかということとを皆、共通の認識にしないと、やる方も、受ける方も、それを見て選ぶ方も評価を理解できるような仕組みをつくっていかなくてはいけない。そういう話も含めて合わせてどこかで議論をしていただけるとありがたい。

(松浦委員)

- 措置費の転用についてはある程度厳しい制限をつけておかないと、借金の返済に回すということも十分あり得るので、やはり一つの原則は守っていかねばいけない。
- 生存権の保障から個人の尊厳への転換というのは理念的に相当違う。一番気になるのは、支援費が持っている青天井的な性格。生存権の保障となると全体の立場から制限できるが、個人の尊厳という問題になると非常に悩ましい。地方ではガイドラインでもないとかかなり難しい問題になってくる。

(岩田部会長)

- それは、公的責任の範囲という非常に根本的な問題。社会福祉法人の存在意義をめぐっては社会福祉をどうとらえるかが基本になればならず、それが個人の尊厳へという理念レベルだけでとらえられるかという松浦委員の御指摘になる。
- 社会福祉法人は従来経済的基盤としての裏付けが必要なためその範囲内でやっていたが、積極的に公益事業をやれというときにその裏付けはどうするか。それを何とかしていくのが存在理由だという考え方もないわけではないがその辺りの整理が必要。

(京極委員)

- 福祉以外の方から見て社会福祉法人は、競争相手にもなるし、協力するような役割もある。福祉の中だけで見直していると甘く見直してしまうので、経済界の方、労働組合の方、NPO法人の方にいろいろ伺いたいと思う。

(高岡委員)

- 施設経営の実態を見ると、Aという保育所は人件費が足りず、Bという保育所は事業費が足りないということがあっても弾力的な運用ができない。その他にも厚労省の縦割行政がそのまま会計に生きているので、児童の問題と高齢者の問題等を社会福祉という視点から見て展開していく方がいい。そのように活性化・弾力化してもらうことによって、今持っているそれぞれの役割がもっと積極的に発揮できると思う。

(松浦委員)

- 1つの社会福祉法人の中で、保育所と老健施設とを持っていて、片方がどうも経営が思わしくないとしたら、もう片方が順調だからそちらから回すということか。

(高岡委員)

- それは老人の方からは回せるが、保育の方からは回してはだめ。老人同士では回してもいいが、保育所同士ではそういう人件費だとかいろいろな事務費の統合運用はだめとか、積極的にやりたくてもやれない仕組みがたくさんある。
- 社会福祉法人の会計には社会福祉事業会計と公益事業会計と収益事業会計があるが、社会

福祉事業だけでも自由にお金を使うことにして、法人の規模だとか、いろいろな主体性を發揮できるようにしてほしいというのが差し当たっての要望。社会福祉事業のお金が公益事業に回ることで何がマイナスなのかということを考えれば、国民から見たらその方がいいわけなので、先ほど事務局がそういう方向に向かっていくと言っていたので、それは期待しています。ただ、収益事業に社会福祉事業のお金が回っていくことについてはハードルがあっても当然だと受け止めている。

(松浦委員)

- AからBに回してもいいけれども、BからAに回したらだめだとか、あるいはBからCにはだめだというのはどういう理念に基づいてされておるのか聞かせてほしい。

(高岡委員)

- 保育所とデイサービスセンターはよくやるが、一つの敷地でやってもそのお金は片方から片方には回せない。

(福祉基盤課長)

- 整理して次回回答いたします。

(福田委員)

- そもそも公益法人なのに公益性をここで追求するというのはどういうことか。もう一段の何か公益性を追求することなのか。問題はいろいろな社会福祉事業をやるにおいて、ネックになっているのは何なのかということをしかりと押さえた上で、どうやったらいいのかを議論しないと堂々巡りしてしまう。
- 具体的な運営の話では、理事会はある程度明快にした方がいい。寄附者が限られているので、理事会は同族で固めるというのが今までの例。そういったところで不祥事が起きやすいので、しかり縛りをつけて、理事会が健全に運営されるようにすべき。
- 理事会と評議員会を一緒にやっているところもあるので、役割をしかりと見直し、諮問機関ならば諮問機関らしくしないと、同じ案件を議決をするという形になるので、ここは整理をした方がいい。

(松浦委員)

- ノーマライゼーションという理念は意外に浸透していないので、社会福祉法人がその浸透させていく役割を担うべき。こういうことにお金を使いたいということがあれば、それは応援するような体制をつくるべき。

(堀田委員)

- 目指すところが個人の尊厳であるとしても、生存権の保障という役割は決して消えるわけではない。そこについては従来の仕組みがある。ただそれだけで役割を終えるべきはなく、医療等とネットワークを組んで、もう一段上の利用者の満足を求めるべき。
- 一般公益法人と違って社会福祉法人はもう一段高い税制上の優遇措置が認められているので、やはり一般公益法人よりは当然高い内容にしないと、それだけの優遇措置を求める根拠がなくなる。

(新津委員)

- 私はNPO法人をやっているが、社会福祉法人が中心になってさまざまネットワークを組むというのは実感がない。社会福祉法人は不自由で動きづらく、むしろNPOの方が思いを持って集まり、理事会、運営委員会等もディスカッションしながら進めていくので、むしろNPOの方から働きかけた方がいいという気がする。
- 介護福祉士試験の在り方に関する検討委員会の報告の中で資格取得の方法と介護福祉上の位置付けの明確化という提言をされているが、基本的にいい方向だと思っているので、この検討あるいはその明確化についての今後の予定等があれば伺いたい。

(小島委員)

- 連合が介護3施設を中心に行ったアンケート調査の結果で気になるのは、これからの高度な福祉は個人の尊厳を尊重するという点では、利用者の個人の尊厳を重視するという点とは逆行しているか、きちんと理解されていないという結果が出ている。利用者に対する扱いの問題については詳しい分析をしているが、各施設の中で社会福祉法が想定している高いレベルまで職員あるいは施設が到達していないのが現状。その辺に社会福祉法人の公益性の問題がある。働いている側の立場からいうと、働いている意識の問題と、当然労働条件の問題、それから社会福祉法人の経営・運営の問題に関わってくる。そういう意味で、社会福祉事業を担う組織として本当にふさわしいかどうか、そこの公益性が問われている。その問題でこれからの福祉の一つの柱として地域福祉をどう担っていくか、どこが担うか。今までの議論の中では地域福祉をこれから社会福祉法人も積極的に担うべきだという議論であり、それだけ地域のネットワーク化などに社会福祉法人が積極的に出ていくという状況にあるかということが問われている。そこのところはもう一度社会福祉事業の公益性、公共性と、その経営主体という関係が今まさに問われているのではないかと。そういう意味では、今まで議論されているような地域福祉を担っていくことについて私どもは当然だろうと思っており、果たしてそれを担うだけの経営管理も含めた主体が今、携わっているのかと思っている。

(浅野委員)

- 株式会社も、法人の経営という面からして社会福祉法人と同じ。評議員会が諮問機関という話があったが、法人の経営において必要なのは執行と監督。つまり、だれが選手として野球をするのかということ。基本的には選手は選手同士競い合ってそこでゲームをつくり、だれが見てもボールカストライクといったことがきちんと判定できるということが法人の中の経営において大切。
- それを担保するときには大切なのが、特に内部の人に対しての情報の開示だと思う。私どもも、取締役会等の会議をするが、即日において議事録をつくってそれをメンバーに返して、それを発表する。だから、当然おかしかったことは広がる。それにより、自分たちがやるべき仕事をもっと明確になっていくと思うので、その辺の設計をした方がいい。
- 事業者間のネットワークを社会福祉法人中心にというのは少し疑問。そうあってほしいが、株式会社においても事業者間のネットワークができず、組織としてできなかつたら個人同士

がやっている。改めて必要なことは事業者間の問題ではなく、利用者及びその家族にとってのコンタクトのしやすさになっていくかどうかが大切。

- 最終的に社会福祉法人の存在意義、機能を設計する上で、利用者の経済的な問題、困窮度の問題、それぞれに応じてどういうフォーメーションをとっていったらいいのか整理をしないといけないと、事業者側から整理をしていくとどうしても事業者の論理での落ち着きどころになってしまう。

(松井氏)

- まず基本的に通知行政はやめていただきたい。それをするならば必要性について十分関係者の合意を得た形でやっていただくということが筋である。
- 社会福祉法人の果たす役割、規模はそれぞれ地域によって相当違っている。理事の定数を増やすというのは、かえって今の世の中に逆行し、必要のない管理運営体制まで求めていくことにならないか。
- 理事会と評議員会の役割運営を明確化するのは賛成。評議員会は、第三者評価がより適切に行われるような仕組みが設けられるのであれば、なくてもよいのではないか。第三者評価の仕組みがなければ情報公開等何かほかに担保し得るものがないと、周りで幾ら仕組みをつくっても難しい。社会福祉法人の内部で改革を進めていく必要がある。

(松尾委員)

- 少し経過を説明させていただくと、戦後、公が社会福祉事業を推進するために民間に施設緊急整備5か年計画を策定し、社会福祉法人に役割を担っていただいた。その中で、社会福祉法人は非営利で、剰余金は社会福祉事業以外には使えず、法人を解散する場合には剰余財産も国か他の社会福祉法人に渡すという厳しい条件の中でここまでやってきた。それが今変わりつつあり、社会福祉法人の公益性というものを見直さなければという議論が始まっている。今までのこの力を考えれば、社会福祉法人が地域福祉なりに向かっていくエネルギーはあるのではないか。

(岩田部会長)

- 非常に本質的な問題に関わっていて、簡単な結論を出すのは大変難しいが、これまでの議論で論点がクリアになってきた。
- 社会福祉法人の存在理由ということで、公益性ということの中身を説明しなければならないが、歴史的な事実としての社会福祉法人の存在が片方であって、もう片方では社会福祉の理念が非常に大きく変換している時代の中で、それを位置付け直すというようなことがある。
- 運営管理体制についてはNPOや企業の在り方というのは大変参考になるが、社会福祉法人とは何かということと、公との関係が今後どうなるかということによって、お金の問題が非常に変わってくる。そのため、当然決定ということよりも執行ということが中心になっていく方向になっていくのかどうかという辺りに一つのポイントがある。

(福祉人材確保対策室長)

- 資格の取得方法の見直しについては今の段階では時期が決まっているわけではない。実際

に資格取得を統一することになると、養成施設の卒業生に対して実際に受験していただくための環境整備や実務経験者に対して教育環境を整備するなどの環境整備の状況を踏まえながら検討していく必要がある。

- 介護福祉士の位置付けの明確化については、介護保険を始めとした各種制度の中での位置付けということになるので各種制度の中で検討される話になるが、こういった御提言は関係局にも当然お渡ししており、現に介護保険の見直しの中でもサービスの質の確保という観点で介護福祉士の位置付けについても議論がされているので、こういった提言も参考にしながら検討がされることを期待したい。

(総務課長)

- 通知行政でやっているということについて、第三者を多く入れることや租税特別措置法の適用のために一定のラインがあるということなどで定めてきたが、それを法律で実態にあった形に直すということと、経営者の方々の御意見を踏まえて、その実態に合った形でやろうということが今回の改正の趣旨だと御理解いただきたい。

(岩田部会長)

- 時間となったので、この内容については事務局に整理していただく。今後の進め方について事務局より御案内いただきたい。

(総務課長)

- 今後は、生活保護制度の在り方に関する専門委員会におきまして、現在取りまとめに向けた議論が進んでおりますので、次回はこの取りまとめについて御議論を賜りたい。また、9月から10月ごろにかけて社会福祉施設職員の退職手当共済制度について、そして11月から12月にかけてこれまで御議論いただいたものを全部整理させていただきたいとも思っている。

(岩田部会長)

- 以上で、本日の部会を終了する。